

デロイト トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2015 年第 2 四半期号)

(Vol.149 2015 年 4 月号 - Vol.151 2015 年 6 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

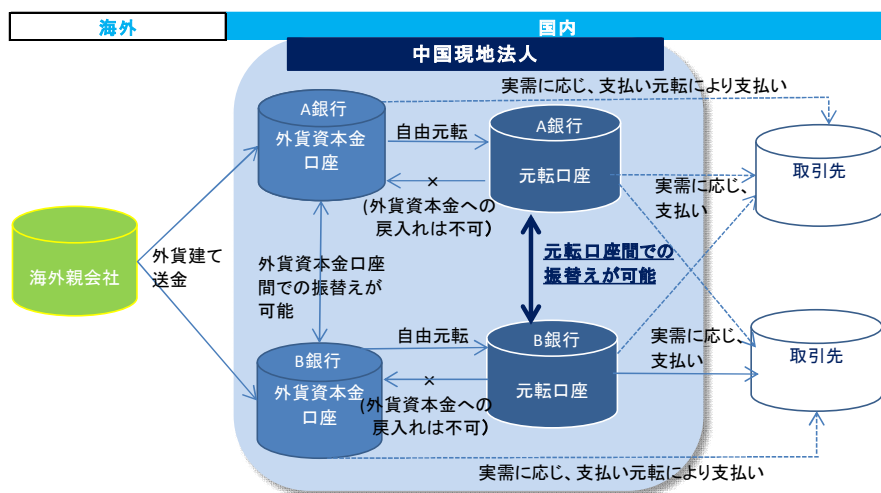
外貨資本金の自由元転と中国国内再投資が、中国全土で可能に

2015 年 6 月 1 日より、外貨資本金の使用に関して大幅な規制緩和を認めた「外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通知」(以下「**匯発[2015]19 号**」¹と表記)が施行されています。

これまで外貨資本金は「外商投資企業の外貨資本金支払および人民元転管理の関連業務操作問題の改善に関する通知」および「外商投資企業の外貨資本金支払・人民元転管理の改善に係るオペレーション問題についての補充通知」¹等により厳格に管理されていました。この為、外貨資本金は支払いの必要性が生じた際にのみ人民元転が認められる“**実需原則**”に則り、外貨資本金口座から人民元転されていました。更に、資金使途を証明する書類、直近一期の出資検証(**驗資**)報告書および前回の対外支払いの真実性を証明する書類など、外貨資本金の人民元転に係る各種関連証憑の提出が要求され、実務的にも厳格な運用が行われていました。

匯発[2015]19 号の施行により、従来は一部のパイロット区域でのみ認められていた外貨資本金の自由元転が中国全土で認められます。今後は、外貨資本金の払込み直後に資本金全額の人民元転が可能になるなど、企業は人民元支払いの実需の有無に捉われず、企業の判断で人民元転時期を決定できるようになります。特に為替レートが人民元高に推移する局面では、人民元取引の実需が発生する前に人民元転することにより為替リスクの軽減を図ることも可能となります。

【自由元転制度の概要】



また、従来は一部パイロット区域のみで認められていた、一般の外商投資企業による外貨資本金を原資とした中国国内企業への再投資についても、一般地域で認められるなど、規制緩和が進展しています²。

匯発[2015]19 号の詳細の解説は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.149(2015 年 4 月号)投資情報をご覧ください。

¹ 参照資料: トーマツ チャイナ ニュース Vol.70(2008 年 9 月)号、Vol.105(2011 年 8 月)号。

² 但し、従来より投資を主要業務とする外商投資性公司等では、外貨資本金を原資とした中国国内企業への再投資が認められている。

会計情報

旧企業会計準則の廃止

1. はじめに

中国財政部は、2015年2月に「廃止および失効する若干の会計準則制度規範性文件目録の公布に関する通知」（财会〔2015〕3号 以下、“财会〔2015〕3号”と表記）を公表し、旧企業会計準則の具体準則をすべて廃止しています。なお、新企業会計準則（以下、“新準則”と表記）を適用している会社への影響はありません。

2. 旧準則を適用している会社への影響

元来、広い意味で「旧準則」と言った場合、企業会計制度と旧企業会計準則（以下、“旧準則”と表記）が合わさって一つの会計基準を構成したものを指していました（以下、当該広義の「旧準則」を“旧準則体系”と表記）。今回、そのうちの旧準則のすべての具体準則が廃止されました。これにより、旧準則体系を採用していた会社は、今後も旧準則体系での決算および開示を継続することができるのか検討する必要があります。

（1）旧準則体系での決算・開示は継続可能

明文での定めはありませんが、旧準則体系では、企業会計制度がまだ廃止されず存続していることから、企業会計制度にしたがった決算および開示を継続することが可能であると考えられています。ただし、法定監査を担当する登録会計士と事前に相談することをお勧めいたします。

（2）企業会計制度に具体的な記述がないものへの対応

旧準則体系では、今後、企業会計制度に具体的な記述がない取引も想定されます。そのような取引の取り扱いが明文では定められていませんが、新準則の規定が適用される可能性もありますので、法定監査を担当している登録会計士と事前に相談する必要があります。

（3）企業会計制度の今後

旧準則体系はいずれ廃止されると言われていますので、早晩、企業会計制度も廃止される可能性が高いと考えられます。財政部も新準則への移行を推奨しており、企業会計制度が急に廃止されても対応できるように、旧準則体系と新準則の差異分析等一定の対応を進めておくことが肝要です。

3. 旧準則体系から新準則への移行

旧準則体系から新準則への移行に際しては、両者の差異に留意しながら、各社での影響を事前に検討することが望ましいと考えられます。

旧準則体系と新準則の主な差異を含む、旧準則の廃止に関する詳細な解説は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.151（2015 年 6 月号）会計情報をご覧ください。

投資情報

広東、天津、福建自由貿易試験区の概要

2013年7月3日に中国(上海)自由貿易試験区(以下、“上海自貿区”と表記)の創設が正式に打ち出され、行政・投資管理・貿易管理・金融の各分野における改革が実行されてきました。約2年の試行期間を経て、今年4月に入り、広東省・天津市・福建省における自由貿易試験区(以下、それぞれ“広東自貿区”“天津自貿区”“福建自貿区”“自貿区”と表記)が正式に発足、これにより自貿区は中国全土の4か所に拡大し、上海自貿区モデルは、広東、天津、福建それぞれの地域的特性を反映した形で拡大されています。

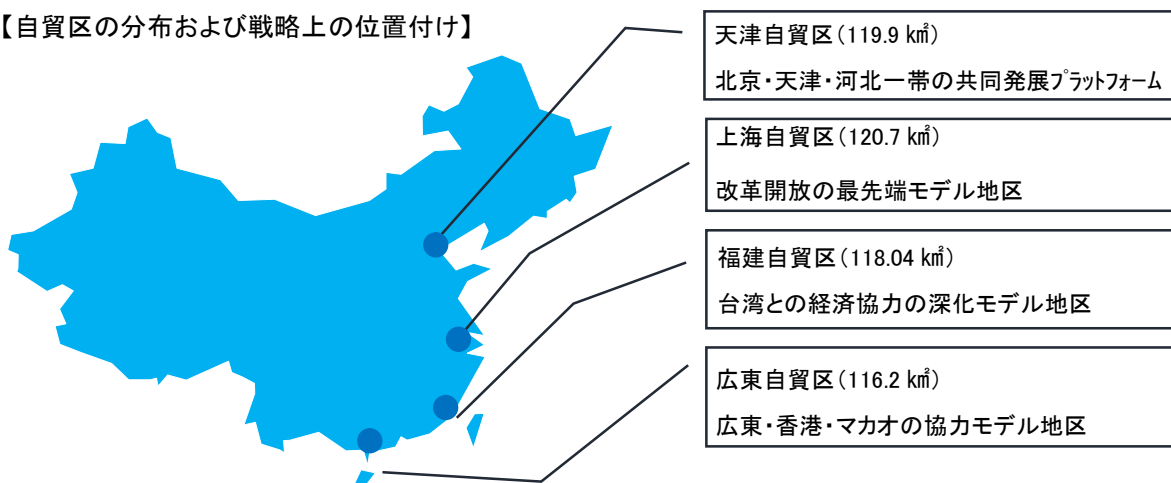
1. 地理的特徴が反映された全体方案

上海自貿区創設時同様、3つの新しい自貿区の基本計画として、全体方案が制定されています。上海自貿区と共通する政策としては、外商投資管理モデルの改革、行政手続きのワンストップサービスの構築、企業信用情報公示システムの完備、金融領域の対外開放の推進、通関システムの刷新等が挙げられます。

注目すべき点は、各自貿区にその地域的特性を加味した異なる戦略的目標を設定し、対応する計画を定めている点です。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)方式による外商投資管理³や窓口一元化等の行政サービスには概ね上海自貿区と共通の政策が規定された一方で、対外開放業種や特定地域・貿易形態に関し個別の政策が設けられています。

【自貿区の分布および戦略上の位置付け】



2. 自貿区の戦略的位置づけ

広東、天津、福建自貿区における各種の改革措置には、3年から5年間の試行期間が設定されており、スピード感のある改革が期待されます。また、天津自貿区ではその改革が他の地域に“複製、拡大可能”であることが全体方案においても強調されており、一定の試行期間を経て、自貿区の改革が全国に拡大される可能性が高く、今後の動向を注視する必要があります。

各自貿区の政策、対外開放業種などの詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.151(2015年6月号)投資情報をご覧ください。

³ 自貿区におけるネガティブリスト外の外商投資プロジェクトおよび外商投資企業の設立・変更には、事前の審査認可が要求されず、届出方式が適用されている。詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.151(2015年6月号)を参照のこと。

デロイト トーマツ グループ／徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、 日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsg/ch>
- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

デロイト トーマツ グループ 中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆「デロイト トーマツ メールマガジン／デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆お問合せ先: デロイト トーマツ グループ 中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事実をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.